

2 専門調査会の調査審議について

食品安全委員会の運営に関し必要な事項は、食品安全委員会令第4条の規定により、委員長が食品安全委員会に諮って定めることとされています。専門調査会の調査審議の手順、組織及び運営、留意事項等についても、食品安全委員会における累次の決定により、以下のとおりとなっています。

第1 食品健康影響評価に関する調査審議の手順（P 14 参照）

- 1 リスク管理機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は、諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼します。

食品安全委員会自ら食品健康影響評価が必要と判断した事項についても、同様に審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼します。

- 2 専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案を取りまとめます。
- 3 評価書案については、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、「原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する」とされています。この意見募集は、現在は原則4週間程度行っています。
- 4 食品安全委員会は、専門調査会から調査審議の結果について報告を受け、これを基に審議を行い、評価結果を決定して関係するリスク管理機関に通知します。

第2 組織及び運営の一般原則（P 15 参照）

食品安全委員会専門調査会運営規程は、専門調査会の設置及びその所掌事務のほか、専門調査会の組織及び運営について次のように定めています。

- ① 各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名すること
- ② 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すること
- ③ 座長は専門調査会の事務を掌理し、会議の議長となること
- ④ 座長に事故があるときその職務を代理する者（座長代理）を、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名すること

第3 調査審議に当たって特に留意すべき事項

1 利害関係者の除斥（P 18 参照）

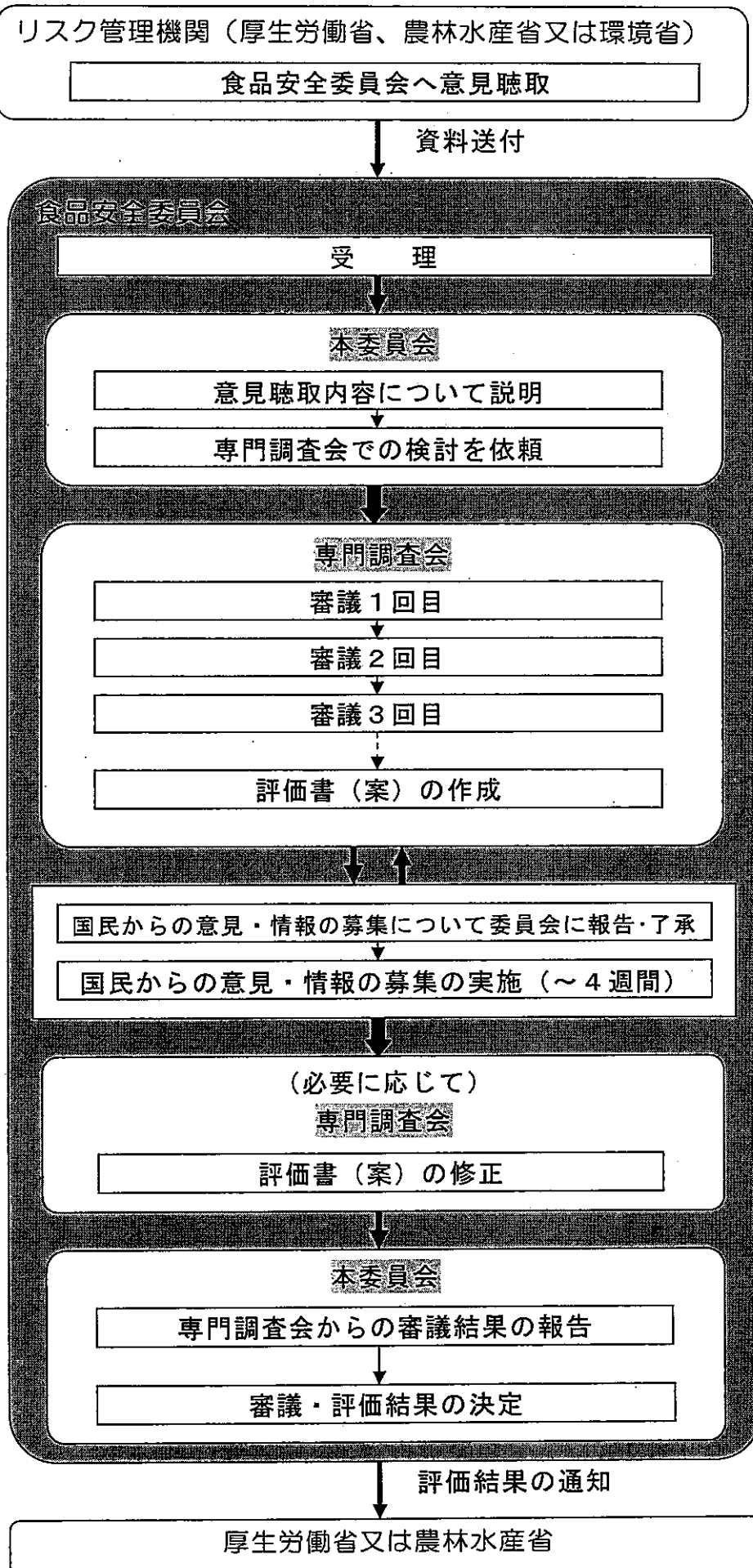
専門調査会における調査審議の対象となる食品又は危害要因に係る許認可等について、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は、「食品安全委員会における調査審議方法について」に基づき、専門調査会の判断により調査審議から除斥（調査審議の会場からの退室、発言の制限等）されます。

2 調査審議の公開（P 19 参照）

専門調査会については、「食品安全委員会の公開について」に基づき、その調査審議の結果、意見等が公開されるほか、会議、議事録、提出資料等も、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として公開されることになっています。

① 個別品目（案件）の審議手順について

※ 個別品目（案件）の審議手順については原則として以下に沿って行うものとする。



② 食品安全委員会専門調査会運営規程

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

(総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

- 一 企画専門調査会
- 二 リスクコミュニケーション専門調査会
- 三 緊急時対応専門調査会

2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。

3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。

4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。

3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。

4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した専門委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(専門調査会の会議)

第5条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、専門調査会に出席することができる。
- 3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

別表

添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
化学物質専門調査会	化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
汚染物質専門調査会	汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
微生物専門調査会	微生物（ウイルスを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
ウイルス専門調査会	ウイルスの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会	プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
かび毒・自然毒等専門調査会	かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
遺伝子組換え食品等専門調査会	遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
新開発食品専門調査会	新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
肥料・飼料等専門調査会	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

③ 食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日食品安全委員会決定)

最終改正 平成15年11月13日食品安全委員会決定

- 1 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した者（以下「申請資料等作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から申請資料等作成者のリストの提出を受け、申請資料等作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 申請資料等作成者である委員又は専門委員は、当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退室する。

ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は、出席し、意見を述べるができるが、議決には参加できない。
- 2 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものの作成に協力した者（以下「利用資料作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から、利用資料作成者のリストの提出を受け、利用資料作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 利用資料作成者である委員又は専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べることができる。
- 3 1及び2の場合の他、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員又は専門委員が、①申請資料等作成者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、②当該申請者から研究費を受けている場合、③当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員又は専門委員は、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とする。
- 4 以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。

④ 食品安全委員会の公開について (平成15年7月1日食品安全委員会決定)

1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3 議事録等の公開について

- (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

- (1) 委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
- (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。